

「減価償却応援」(Ver.14.1) < 個人 > 減価償却費計算書対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
 標記の件につきましてご案内申し上げます。
 よろしくご査収のほどお願いいたします。
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
 あらかじめご了承ください。

発売予定日

2012年12月中旬リリース予定

バージョンアップ対象

Ver.12.0以降

電子申告更新用プログラムは、
 2013年1月上旬 公開予定

改正内容

改正内容 (減価償却費計算書の書き方の変更点)

減価償却費計算書 書き方の変更点

200%定率法に関する経過措置を適用した場合は、減価償却費計算書の各欄は次のように記入します。

200%定率法に関する経過措置

- (1)平成24年分において平成24年4月1日から同年12月31日までの間に減価償却資産の取得した資産も250%定率法で償却することができます。
- (2)平成24年分の確定申告期限までに届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、平成24年分または平成25年分より、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した250%定率法の資産を200%定率法に変更して償却することができます。
 適用を受ける最初の年分において、調整前償却額が償却保証額に満たない減価償却資産については、この特例を受けることはできません。

平成24年4月1日から同年12月31日までに減価償却資産を取得し、250%定率法により償却費の額を計算する場合

摘要	「250%定率法」と記入します。
----	------------------

平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について200%定率法により償却費の額を計算する場合

(イ)取得価額 (償却保証額)	200%定率法を適用する経過措置の適用を受ける初回の年分の前年末の未償却残高を取得価額として記入します。 下段のカッコ内に償却保証額(取得価額×保証率)を記入します。
(ロ)償却の基礎になる金額	イにおいて取得価額とした金額を記入します。 ただし、調整前償却額が償却保証額未滿となる年分以降は改定取得価額(最初に調整前償却額が償却保証額未滿となる年の期首未償却残高)を記入します。
耐用年数	耐用年数から一定の経過年数を差し引いた年数を耐用年数として記入します。
摘要	「200%定率法」と記入します。

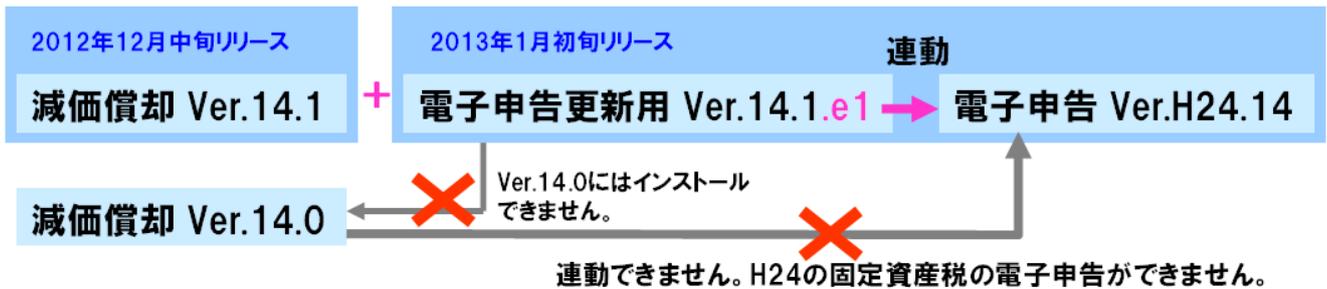
プログラムの対応内容について（予定）

減価償却計算書の（「200%定率法の経過措置」を適用した場合の）記載方法に対応します。

固定資産税の電子申告をされる方へ（別途「電子申告ダウンロードパック」が必要です）

平成 25 年 1 月申告の固定資産税の電子申告を行う場合は、今回の減価償却 Ver.14.1 にバージョンアップしてください。Ver.14.0 では電子申告は行えません（Ver.14.0 用の電子申告プログラムは用意しません）。

平成 25 年 1 月申告の固定資産税（償却資産申告書）に対応した減価償却 電子申告対応版プログラムは、平成 25 年 1 月初旬にリリースする予定です。



⚠ データの互換性について

減価償却システム(インターKX 減価償却・減価償却応援)では、同じバージョン同士でのみ互換性があります。
連動可能な法人税システム・所得税システムのバージョンは以下のとおりです。
法人税顧問 Ver.H24.1 以降、所得税顧問 Ver.H23.1 以降

保守にご加入されていない方



保守サービス契約には以下の**特典**があります。
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

ポイント 1

安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント 2

法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

ポイント 3

原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間 1 回まで)

お問い合わせ先